

平成31年4月12日

一般社団法人日本船主協会 殿
公益社団法人全国産業資源循環連合会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)

平成30年10月1日以降、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「バーゼル法」という。)の改正により、香港政府において有害廃棄物とされている液晶モニターはバーゼル法の特定有害廃棄物等と定義され、再使用目的の輸出の場合においても、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)の輸出承認の対象となっています。

また、香港政府は、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、平成30年12月31日からは、液晶モニター以外の電気・電子機器についても、規制対象とされています。このため、我が国から香港へ輸出される電気・電子機器は再使用目的であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。

実際に近年では、それらが我が国へシッピングバックされる事案が複数発生しており、シッピングバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用不能な貨物が含まれている例もありました。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用目的の電気・電子機器等の輸出に際しては、別紙1、2、3、4を御参照の上、バーゼル法及び香港の規制に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、液晶モニターについては外為法の輸出承認の要否、その他の電気・電子機器については「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について」により再使用目的だと判断しうるか否か、香港当局が再使用目的だと判断しうるか否か、香港側の輸入者が香港当局から必要な許可を受けているか等を十分に確認した上で行っていただくよう、御注意ください。

引き続き、バーゼル法及び香港の規制内容に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

<別紙一覧>

別紙1: 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関係条文

別紙2: Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

別紙3: Schedule 6 & 7 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)

別紙4: 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話 03-3501-4978(直通)

basel@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話 03-3581-3351 内線 7882

env-basel@env.go.jp

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法) 関連条文等

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)

(定義等)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

一 条約附属書IVに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの(条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。)

ホ 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。)において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成三十年環境省令第十二号)

(条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物)

第五条 法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区(以下この条において「香港」という。)において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされているモニター(第三条に掲げる物を除く。)であつて、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

○バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された再使用できない電気・電子機器(規制対象36品目)

- | | |
|---|---|
| 1. ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。) | 16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具 |
| 2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの | 17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具 |
| a. ブラウン管式のもの | 18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 |
| b. 液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)のもの及びプラズマ式のもの | 19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 |
| 3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | 20. フィルムカメラ |
| 4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具(3.の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く) |
| 5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 | 22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具(1.のユニット型エアコンディショナーを除く) |
| 6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具 | 23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(4.の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く) |
| 7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機(2.のテレビジョン受信機を除く) | 24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具 |
| 8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具 | 25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具 |
| 9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具 | 26. 電気マッサージ器 |
| 10. パーソナルコンピューター | 27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 |
| 11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置 | 28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具 |
| 12. プリンターその他の印刷装置 | 29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具 |
| 13. ディスプレイその他の表示装置 | 30. 電子時計及び電気時計 |
| 14. 電子書籍端末 | 31. 電子楽器及び電気楽器 |
| 15. 電動ミシン | 32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具 |
| | 33. 給湯器 |
| | 34. 配電盤 |
| | 35. 無停電電源装置(UPS) |
| | 36. 冷却用コンプレッサー(黒モーター) |

Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

Electrical and electronic equipment may contain hazardous components or constituents which pose certain environmental or health risks when disposed of. In line with the Basel Convention, the Waste Disposal Ordinance (WDO) controls the import and export of waste electrical and electronic equipment (WEEE) containing hazardous constituents or components and e-waste¹ (control to be effective from 31 December 2018) through a permit system. Common types of such controlled waste embrace computer monitors, laptops, tablet computers and televisions with various display technologies such as cathode ray tubes (CRT), liquid crystal displays (LCD), light emitting diodes (LED) and plasma displays; and accumulators, batteries, mercury-switches, printed circuit boards (disassembled from electrical and electronic equipment and/or in a broken state), transformers and capacitors containing mineral oil or polychlorinated biphenyl and electronic and electrical assemblies that have been contaminated with any substance to an extent which renders the waste as chemical waste. Moreover, the import and export of non-hazardous WEEE (i.e. in the Sixth Schedule of the WDO) not destined for recycling, WEEE contaminated with hazardous substances listed in the Seventh Schedule of the WDO and e-waste (control to be effective from 31 December 2018) is subject to the permit control under the WDO. Any person imports or exports the above controlled waste should obtain a permit from the Environmental Protection Department (EPD) in advance. Failing to comply with the requirement constitutes an offence and the offender is liable to a fine of \$200,000 and 6 months' imprisonment. Import / export permit will be issued if, among other requirements, the waste will be managed in an environmentally sound manner.

The WDO defines "waste" as any substance or article which is abandoned. It also stipulates that any substance or article which is discarded or otherwise dealt with as waste is presumed to be waste until the contrary is proved. It has been ruled by the court that for the purpose of waste import and export control, any article or substance once given up by its original user is considered as waste under the WDO, irrespective whether it is still workable or can be sold for a value. As such, used electrical and electronic equipment having hazardous components or constituents (e.g. televisions, computer monitors and batteries) and e-waste (control to be effective from 31 December 2018) will fall within the said control unless they will be re-used for their originally intended purpose without repair.

In light of the global concern of illegal transboundary movements of hazardous electronic waste, the EPD has been exercising stringent import/export control on such waste in recent years. Suspected waste cargoes coming to or leaving Hong Kong will be fully inspected and offenders of the WDO will be prosecuted. Importers and exporters

of used electrical or electronic equipment having hazardous components or constituents and e-waste (control to be effective from 31 December 2018) are advised to confirm whether their shipments will require a waste import/export permit from the EPD before shipment. If such equipment is shipped to the importing country for direct re-use, no waste import/export permit will generally be required from the EPD. However, importers and exporters are strongly advised to take the following measures before importing or exporting into/from Hong Kong any such equipment to facilitate the import/export compliance checking:

- (i) Select only those used equipment of reasonably new models and ages with genuine demand in the second-hand market of the importing countries. In any case, it is advisable to avoid any unit with over 5 years from the date of manufacturing;
- (ii) Arrange examination, repairing, retrofitting and testing of the used equipment to ensure that the used equipment is in good conditions meeting both the technical specifications and safety standard of the destined countries and suitable for reuse as such direct by consumers before they are exported. In any case, no damaged or non-working items should be allowed in the shipment;
- (iii) Properly record the examination, repairing and testing results of each of the used equipment, which should include their brand names, models and serial numbers, years of manufacturing, problems/damages found and fixed, dates and results of compliance testing conducted, and the correspondence details of the company responsible for the testing. Testing should be done not more than 2 years before shipment to the importing country. All the above information should be made available to the concerned control authority for inspection and checking upon request;
- (iv) Provide proper and sufficient individual protective packaging to each of the used equipment to protect the WHOLE unit from damage during transportation and the associated loading and unloading operations. There should not be any direct physical contact between each unit and the packaging should be able to withstand the weight of the units placed on it. There should be legible labels or signs (e.g. with unique serial numbers) on the packaging to identify each item. Photos of the packaging should be provided, if considered necessary, to the relevant control authority for advice; and
- (v) Make prior contractual arrangement with concerned parties in the importing countries to secure proper second-hand outlet. Confirm with the control authorities of the importing countries on whether import of used equipment is allowable and whether the consignee or buyer is permitted to import them for sale as second-hand commodities.

¹ Under the definition of the WDO, “e-waste” means any electrical equipment or electronic equipment that, judging by its appearance, is an item set out in column 2 of Schedule 6 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603) and has been abandoned.

Environmental Protection Department
July 2018

有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器の 輸出入に関する勧告(※仮訳)

電気電子機器は、処分時に環境及び健康に危険を及ぼす有害な部品や成分を含む可能性がある。バーゼル条約に従い、Waste Disposal Ordinance (WDO: 廃棄物処分規則)は、①有害成分や部品を含有する廃電気電子機器(WEEE)、及び②e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入を許可制により規制している。規制される廃棄物には、①ブラウン管(CRTs)、液晶ディスプレイ(LCD)、発光ダイオード(LED)及びプラズマディスプレイ等種々のディスプレイ技術を持つコンピュータモニター、ラップトップ、タブレットコンピューター及びテレビ、②蓄圧器、バッテリー、水銀スイッチ、プリント配線基板(電気電子機器から解体 及び/又は 破壊された状態)、鉱油又はポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む変圧器及びコンデンサー、並びに③一定の物質により化学廃棄物と見なされる程度にまで汚染された電気電子部品、が一般に含まれる。さらに、①リサイクルを目的としない非有害WEEE (WDO の別表6)、②WDO の別表7に掲げる有害物質で汚染されたWEEE、及び③e-waste¹ (2018年12月31日から有効な規制)の輸出入についても、WDOの下で同様に許可制としている。上記の廃棄物を輸入又は輸出する者はEnvironmental Protection Department (EPD: 環境保護署)から事前に許可を得なければならない。その義務に従わない場合は犯罪となり、200,000 ドルの罰金及び6 か月の懲役刑となり得る。要件の中では特に、環境に配慮した方法で廃棄物が管理される場合に輸出入許可が発行される。

WDO では、「廃棄物」を捨てられた物質又は物品と定義している。またWDOは、捨てられるか又は別の方法で廃棄物として扱われた物質又は物品は、廃棄物でないことが証明されない限り廃棄物と見なすと規定している。近年、裁判所は、廃棄物の輸出入規制を目的として、元の使用者が捨てた物質又は物品は、まだ機能する状態か有価で販売されるかに関わらず、WDO に規定される廃棄物であるとの判決を下している。このように、①有害な部品や成分を含有する使用済み電気電子機器(例えば、テレビ、コンピュータモニター、バッテリー)、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)は、当初意図した目的に修理なしで再使用される場合を除き、廃棄物と見なされ、上記の管理の対象となる可能性が高い。

電子廃棄物の違法な越境移動は地球規模の問題であることを踏まえて、近年 EPD はそのような廃棄物の輸出入を厳しく規制している。香港に入港又は出港する疑わしい貨物には、十分な捜査が行われ、WDO に違反した者は起訴される。①有害物質又は部品を含む使用済み電気電子機器、及び②e-waste (2018年12月31日から有効な規制)の輸入者及び輸出者には、船積み前に貨物がEPD からの廃棄物の輸出入許可を必要とするかどうかを確認することを勧告する。そのような機器が輸入国で直接再使用される目的で輸出される場合には、廃棄物の輸出入許可は一般的にEPD から要求されない。しかしながら、輸入者及び輸出者には、そのような機器の香港への輸入又は香港からの輸出前に、輸出入時の規制への適合性の確認を円滑化するために、下記の措置を講ずることを強く勧告する。

(i) 輸入国の中古市場の実際の需要に適するように、適度に新しい型式や製造日の使用済み電子機器だけを選ぶこと。どのような場合も、製造年から5年以上経過しているものは避けることを推奨する。

(ii) それらの使用済み機器が仕向地の技術的基準及び安全基準の両方に適合し、消費者にとって直接中古使用に適した状態であることを保証するために、使用済み電気電子機器を、輸出前に検査、修理、改修及び試験を行うこと。どのような場合も、破損又は故障している品物を貨物に入れることは認めない。

(iii) それぞれの使用済み機器について、①検査、修理及び試験の結果(盛り込むべき内容は、ブランド名、モデル、シリアルナンバー、製造年、発見・修理された問題点・破損箇所、適合性試験を行った日付と結果)及び②試験に責任を持つ会社の詳細文書を適切に記録すること。試験は輸入国への出荷の2年以内に行うこと。上記全ての情報は、関係規制当局による検査・確認の求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

(iv) それぞれの使用済み機器について、輸送時、積込み及び積み下ろし作業時の衝撃から保護するため、機器全体を適切かつ十分に個別梱包すること。それぞれの機器同士は、直接接触しないようにすること。また、積載されたものの重さに耐えることができる梱包をすること。それぞれの機器が区別できるように、判読可能なラベル又は張り紙(例:固有のシリアルナンバー)を貼り付けること。必要に応じて、梱包された貨物の写真を関係規制当局に提供すること。

(v) 適切に中古販売されることを確保するため、輸入国の関係者と事前に契約を結ぶこと。輸入国において使用済み機器の輸入が許可されているか、また、荷受人又は買主は中古品販売目的の輸入が許可されているかを輸入国の規制当局に確認すること。

¹ WDOの定義上、「e-waste」はProduct Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)別表第6第2欄に掲げる品目であって捨てられたと見なされる電気電子機器。

環境保護署
2018年7月

※この仮訳は、情報の提供を目的としたものであり、経済産業省又は環境省が香港における規制の法的解釈や運用等について責任を有するものではありません。香港における規制の法的解釈の疑義、確認等については、法令を所管する香港当局（香港環境保護署）へ御照会願います。

【香港環境保護署の連絡先】

Territorial Control Office

Environmental Protection Department

Government of Hong Kong Special Administrative Region of the People's
Republic of China

28th Floor, Southorn Centre, 130 Hennessy Road, Wanchai,

Hong Kong, China

Tel: (85 2) 28 38 31 11

Schedule 6 & 7 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)

Schedule 6

[ss. 3, 42 & 46]

Regulated Electrical Equipment to which this Ordinance Applies

Column 1	Column 2	Column 3
Item	Electrical equipment or electronic equipment	Definition in this Ordinance
1.	Air conditioner	A room air conditioner within the descriptions in Division 1 of Part 2 of Schedule 1 to the Energy Efficiency (Labelling of Products) Ordinance (Cap. 598).
2.	Refrigerator	A refrigerating appliance within the descriptions in Division 2 of Part 2 of Schedule 1 to the Energy Efficiency (Labelling of Products) Ordinance (Cap. 598).
3.	Washing machine	A washing machine within the descriptions in Division 4 of Part 2 of Schedule 1 to the Energy Efficiency (Labelling of Products) Ordinance (Cap. 598).
4.	Television	<p>(1) An electronic apparatus that falls within the following descriptions—</p> <p>(a) the apparatus comprises a tuner (or a receiver) and a display screen that are encased in a single casing;</p> <p>(b) the principal function of the apparatus is to receive and display television signals transmitted by an antenna or signal cable;</p> <p>(c) the size of the display screen of the apparatus does not exceed 254 cm (100 inches) (measured diagonally); and</p> <p>(d) (if the apparatus has any other audio visual device attached to it) the device attached to the apparatus is encased in that casing and, together with other components, is connected with the electricity socket by one power cable.</p> <p>(2) A television that falls within the definition of <i>monitor</i> in item 8 of this Schedule is nevertheless regarded, for the purposes of this Ordinance, as a television.</p>

5.	Computer	<p>(1) An electronic apparatus that is—</p> <p>(a) used for the storage, processing and retrieval of electronic data; and</p>
		<p>(b) generally called “personal computer”, “PC”, “desktop computer”, “tablet computer”, “laptop computer” or “notebook computer” or by a name with a similar meaning in the course of marketing.</p> <p>(2) A portable electronic apparatus that falls within the descriptions in paragraph (1) is nevertheless not regarded, for the purposes of this Ordinance, as a computer, if—</p> <p>(a) one of the principal functions of the apparatus is for mobile communication through a cellular radio network;</p> <p>(b) the apparatus has the standard voice function of a telephone;</p> <p>(c) the apparatus is connected to the public switched telephone network (PSTN); and</p> <p>(d) the apparatus is generally called “telephone” or “phone” or by a name with a similar meaning in the course of marketing.</p> <p>(3) A computer that falls within the definition of other electrical equipment or electronic equipment in this Schedule is nevertheless regarded, for the purposes of this Ordinance, as a computer.</p>
6.	Printer	<p>(1) An electronic apparatus that falls within the following descriptions—</p> <p>(a) the weight of the apparatus does not exceed 30 kg (excluding any consumables, power cable and data cable that are designed to be removable with bare hands); and</p> <p>(b) the principal function of the apparatus is to print, by using electronic data from a computer connected to the apparatus, words or images on paper.</p> <p>(2) A printer that can be used as a photocopier, facsimile transmitter or scanner is nevertheless regarded, for the purposes of this Ordinance, as a printer.</p> <p>(3) A facsimile transmitter that can only print words or images on paper by using electronic data transmitted via</p>

		a telephone signal network is not regarded, for the purposes of this Ordinance, as a printer.
7.	Scanner	<p>An electronic apparatus that falls within the following descriptions—</p> <p>(a) the weight of the apparatus does not exceed 30 kg (excluding any consumables, power cable and data cable that are designed to be removable with bare hands); and</p> <p>(b) the principal function of the apparatus is to generate, by an optical scanning of any word or image on a surface placed immediately against a transparent panel of the apparatus, electronic data from which the word or image can be reproduced.</p>
8.	Monitor	<p>An electronic apparatus that falls within the following descriptions—</p> <p>(a) the apparatus does not have the function of storing electronic data or computing;</p> <p>(b) the principal function of the apparatus is to generate, by using electronic data from a computer connected to the apparatus, words or images on a display screen by means of cathode-ray tube (CRT), liquid crystal display (LCD), plasma, light emitting diode (LED) or laser technology; and</p> <p>(c) the size of the display screen of the apparatus is not smaller than 13.97 cm (5.5 inches) (measured diagonally) but does not exceed 254 cm (100 inches) (measured diagonally).</p>

(Schedule 6 added 3 of 2016 s. 10)

Schedule 7

[ss. 45 & 46]

Regulated Electrical Equipment Exempted from Certain Provisions

Column 1	Column 2	Column 3
Item	Provision	Regulated electrical equipment

製品環境責任規則(Cap. 603) 別表第 6、第 7

別表第 6

[ss. 3, 42 & 46]

本規則で規制の対象となる電気機器

1 欄	2 欄	3 欄
項目	電気電子機器	本規則における定義
1.	エアコンディショナー	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 1 項(Division 1)に記載する室内エアコンディショナー
2.	冷蔵庫	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 2 項(Division 2)に記載する冷蔵機器
3.	洗濯機	エネルギー効率(製品ラベル表示)規則(Cap. 598)別表第 1 第 2 部 (Part 2)第 4 項(Division 4)に記載する洗濯機
4.	テレビ	(1) 以下の記載に該当する電子機器
		(a) 当該機器が単一ケーシングで覆われているチューナー(又はレシーバー)と表示画面から構成されていること;
		(b) 当該機器の主たる機能がアンテナや信号ケーブルから送信されるテレビ信号を受信して表示するものであること;
		(c) 当該機器の表示画面の大きさが 254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないこと; 及び
		(d) (当該機器に他の視聴覚装置が付属されている場合は)当該機器に付属した装置が同じケーシングに覆われ、他の部品と合わせ、1つの電力ケーブルからコンセントで接続されていること。
		(2) 本規則 8.の モニター の定義に該当するテレビは、4.(1)にかかわらず、本規則の目的上、テレビと見なされる。
5.	コンピューター	(1) 電子機器で以下のもの
		(a) 電子データの保存、処理及び検索のために使用されるもの; 及び
		(b) 一般に“パーソナルコンピューター”、“PC”、“デスクトップコンピューター”、“タブレットコンピューター”、“ラップトップコンピューター”、“ノートブックコンピューター”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。
		(2) 5.(1)に該当する携帯電子機器の記載にかかわらず、本規則の目的上、以下の場合にあつては、コンピューターとは見なされない。
		(a) 当該機器の主たる機能の1つがセルラー無線ネットワークを通じたモバイル通信である;

		(b) 当該機器が電話の標準音声機能を持っている;
		(c) 当該機器が公衆交換電話網(PSTN)に接続されている; 及び
		(d) 当該機器が一般に“テレフォン”、“フォン”、又は市場で同様の意味の名称で呼ばれるもの。
		(3) 本表のその他電子電気機器の定義に該当するコンピューターは、本規則の目的上、コンピューターと見なされる。
6.	プリンター	(1) 以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、文書や画像を紙に印刷するものであること。
		(2) コピー機、ファクシミリ送信機又はスキャナーとして使用可能なプリンターは、本規則の目的上、プリンターと見なされる。
		(3) 電話信号ネットワーク経由で送信された電子データを使用して文書や画像を紙に印刷するだけのファクシミリ送信機は、本規則の目的上、プリンターとは見なされない。
7.	スキャナー	以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器の重量が 30 kg を超えないこと。(素手で取り外し可能なように設計された消耗品、電力ケーブル及びデータケーブルの何れも除く); 及び (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器の透明パネルに直接置かれた表面上の文書や画像を光学的にスキャンして、文書や画像が再生できる電子データを生成するものであること。
8.	モニター	以下の記載に該当する電子機器 (a) 当該機器が電子データの保存やコンピューティングの機能が無いこと; (b) 当該機器の主たる機能が、当該機器に接続されたコンピューターから電子データを使用し、ブラウン管(CRT)、液晶表示(LCD)、プラズマ、発光ダイオード(LED)又はレーザー技術を用いて表示画面に文書や画像を生成するものであること; 及び (c) 当該機器の表示画面の大きさが 13.97 cm (5.5 inches) (対角線で測定)よりも小さくはなく、254 cm (100 inches) (対角線で測定)を超えないもの。

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品（リユース目的）として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書IVに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（平成 21 年 9 月 1 日から適用）（以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。）を適用していますが、平成 26 年 4 月 1 日からは、中古品判断基準を適用します。

4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1 つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
① 年式・外観	<p>破損や傷、汚れがないこと （大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない）</p> <p>※ 特定家庭用機器^{※2}に関しては、別表を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。 - 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 - また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。 <p>※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。</p>

^{※1} 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

^{※2} 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。

	基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
② 正常作動性	<p>通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。 - 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。 - 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸入国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
③ 梱包・積載状態	<p>荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）</p>	<ul style="list-style-type: none"> - テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 - 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。 - 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 ^{※1} の例
④ 中古取引の事実関係	<p>契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること</p> <p>※ 当該契約書等には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること 		<ul style="list-style-type: none"> - 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市場	<p>輸入国において当該製品の中古市場があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
テレビジョン	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラウン管または筐体の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
冷蔵庫・冷凍庫	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
洗濯機	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである

注1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)のガイドラインAに基づくもの。

注2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類(輸入者等との契約書等)を提出することにより(基準④を参照)、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

5. 事前相談等における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等（該当する場合は通過国も含む。）の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参考 使用済み電気・電子機器の例

<家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫
エアコン
室外機
洗濯機
ブラウン管テレビ
液晶テレビ
プラズマテレビ
電子レンジ
炊飯器
ジャーポット
食器洗い乾燥機
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器（電気瞬間湯沸器）
給湯器
空気清浄機
加湿器
除湿機
扇風機
電気掃除機
電気かみそり
電気式家庭用生ゴミ処理機
電動ミキサー
電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー
トースター
ホットプレート
電動歯ブラシ
携帯用電気ランプ
電気暖房機器
電気カーペット
ヘアドライヤー
電気アイロン
家庭用電動ミシン
電話機（電気機器内蔵の物）
ファクシミリ
携帯電話
公衆用PHS端末
ラジオ放送用受信機
ビデオテープレコーダ（セット）
DVD-ビデオ
BDレコーダ/プレーヤ
ビデオカメラ（放送用を除く）
プロジェクタ
ビデオプロジェクション
BS/CSアンテナ
CS専用アンテナ
CSデジタルチューナ
地上デジタルチューナ
ケーブルテレビ用STB
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
テープレコーダ
MDプレーヤ

ステレオセット
CDプレーヤ
ICレコーダ
アンプ
スピーカシステム
電池式ヘッドホン及びイヤホン
カメラ（電気機器内蔵の物）
デジタルカメラ
PC（デスクトップ型）
PC（ノートブック型）
モニター（電子計算機用）
プリンタ
フォトプリンター
リモコン
キーボードユニット
電卓
電子辞書
電気照明器具（電球を含む。）
電気式時計
家庭用電気工具

<家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
家庭用電気・光線治療器
家庭用磁気・熱療法治療器
家庭用吸入器
家庭用医療用物質生成器
電子体温計
電子血圧計

<電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

<自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カーDVD
カーステレオ
カーCDプレーヤ
カーMD
カーアンプ
カースピーカ
カーチューナ
カーラジオ
VICSユニット
ETC車載ユニット